

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス（法令順守）の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図ります。

1. 株主の権利の保護及び平等性の確保
2. ステークホルダー（株主以外の利害関係者）との円滑な関係の構築
3. 従業員が働きやすい環境の整備
4. 適時適切なディスクロージャー（情報開示）と透明性の保証
5. 取締役会・監査役会の経営監督の充実と株主に対するアカウンタビリティー（説明責任）の確保

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1:任意の仕組みの活用】

当社は、経営の透明性・客觀性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成する任意の指名委員会及び報酬委員会を設置し、経営陣幹部の選解任や取締役候補者の指名及び経営陣幹部、取締役の報酬などの事項について審議しております。独立取締役を主要な構成員とする仕組みについては今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 11:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うため、社内外を問わず、様々な知識、経験等を有する者により構成しておりますが、女性取締役は選任しておりません。女性取締役の選任を含む取締役会のあり方・運営について、定期的に議論することで引き続き取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[更新]

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下「当社基本方針」）を制定し、当社ホームページ(<https://www.t-hasegawa.co.jp/ir/governance>)に掲載しております。

【原則1 - 4:政策保有株式】

当社は、取引先との良好な取引関係の維持・強化による企業価値の向上を目的として、取引先の株式を保有することがあります。

なお、政策保有株式については、毎年取締役会において、中長期的な観点からその保有目的や経済合理性等から

保有の適否について検証を行い、検証の結果、保有の合理性が認められない株式については縮減します。

また当社は、政策保有株式の議決権の行使について、保有先企業の経営方針を尊重した上で、

当社及び保有先企業の中長期的な企業価値向上、株主還元方針等の観点から議案の内容を適切に評価・判断します。

なお政策保有先の業績の長期低迷、重大なコンプライアンス違反の発生、当社と利益が相反するおそれがある場合等は、十分に検証した上で議決権を行使いたします。

【原則1 - 7:関連当事者間の取引】

「当社基本方針」第7条(関連当事者間の取引)をご覧ください。

【原則2 - 6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は退職年金制度として確定拠出企業年金制度を採用しています。

また、基金型確定給付年金である東京葉業企業年金基金に加入しています。

いずれも、当社における企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。

なお、企業年金の所管部署を定め、企業年金の運用状況について資産管理運用機関および企業年金基金と定期的な情報交換を行っています。

閉鎖型確定給付年金については、スチュワードシップコードに対応した資産管理運用機関を選択し、

定期的な情報交換により、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合の見直しを行い、積立金を運用しています。

【原則3 - 1(i):情報開示の充実】

「当社基本方針」第8条(中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定)をご覧ください。

【原則3 - 1(ii):情報開示の充実】

当報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」及び「当社基本方針」全文をご覧ください。

【原則3 - 1(iii):情報開示の充実】

「当社基本方針」第19条(取締役の報酬)をご覧ください。

【原則3 - 1(iv):情報開示の充実】

「当社基本方針」第20条(取締役・監査役の指名等)2項及び4項、第25条(独立社外取締役)1項及び2項をご覧ください。

なお、経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名にあたっては、任意の指名委員会からの報告を踏まえ、取締役会で決定します。

また、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合や

経営陣幹部として求める役割・責務を適切に果たしていない場合等は、任意の指名委員会からの報告を踏まえ、

経営陣幹部の解任について取締役会で決定します。

【原則3 - 1(v):情報開示の充実】

経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名理由については、招集通知で開示します。

【補充原則4 - 1 - 1:取締役会の役割・責務】

「当社基本方針」第17条(経営陣への委任)をご覧ください。

【原則4 - 9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「当社基本方針」第25条(独立社外取締役)1項、2項及び別紙「社外役員の独立性判断基準」をご覧ください。

【補充原則4 - 11 - 1:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「当社基本方針」第18条(取締役会の構成)1項、第20条(取締役・監査役の指名等)2項から4項、第25条(独立社外取締役)1項及び2項をご覧ください。

【補充原則4 - 11 - 2:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「当社基本方針」第18条(取締役会の構成)2項をご覧ください。

【補充原則4 - 11 - 3:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

全取締役および全監査役に対し、取締役会の構成・運営等に関するアンケートを実施し、その回答結果を取り纏め、取締役会で分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。

今回の分析・評価結果を踏まえ、事前説明の時間を充分に確保することで、会議での議論時間を増やしてまいります。

また、業務内容、業務執行状況に対する社外役員の理解促進のため、各部門からの報告内容の充実を図るほか、

研究所・工場の視察、社外役員と管掌役員との定期的な面談の実施等、引き続きガバナンスの向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2:取締役・監査役のトレーニング】

「当社基本方針」第28条(取締役・監査役のトレーニング)をご覧ください。

【原則5 - 1:株主との建設的な対話に関する方針】

「当社基本方針」第29条(株主との建設的な対話に関する方針)をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社長谷川藤太郎商店	6,620,612	15.96
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	4,961,736	11.96
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	2,477,725	5.97
公益財団法人長谷川留学生奨学財団	2,000,000	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,965,400	4.73
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,446,264	3.48
長谷川香料従業員持株会	1,130,234	2.72
味の素株式会社	900,000	2.16
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505001	880,232	2.12
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	791,962	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
大門 進吾	他の会社の出身者										
湯原 隆男	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大門 進吾			長年のビジネス経験を通じて培われた高い見識及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると期待し、社外取締役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

湯原 隆男		複数の上場企業においてCFO(最高財務責任者)を務めた経験等に基づき、2019年12月までの4年間、社外監査役として公正かつ客観的立場から当社経営を監視してきました。監査役の任期満了後、その見識・知識を、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に向けて活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

経営の透明性・客觀性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成する任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めています。

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は会計監査との情報交換、意見交換の機会を定期的に設け、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制、監査方法及び監査結果等について報告を受けております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

常勤監査役と内部監査部門である監査室は毎月1回のミーティングを実施し、内部監査計画の打合せ、内部監査実施状況の聴取、情報交換等を行っております。また、常勤監査役は監査室による代表取締役社長への内部監査報告時には毎回出席しております。なお、これらの内容は、原則として月1回開催される監査役会において常勤監査役より社外監査役に報告されており、社外監査役からの指摘・意見等は、常勤監査役を通じて監査室に報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

有田 知徳	弁護士							
山村 一仁	他の会社の出身者							
井村 順子	公認会計士							

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有田 知徳			長年、検事として検察庁の要職を歴任し、退官後は法律事務所で弁護士として幅広い事案を取り扱いながら、さまざまな業種の企業の社外取締役・社外監査役として活躍しております。このような法曹界及び実業界における豊富な経験と高度な見識を活かし、当社経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営を適切に監査いただくことができると期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
山村 一仁			上場企業において、経理、財務及び海外事業の分野を中心に幅広い業務を経験した後、常勤監査役の職責を任期4年間果たしました。このような経験により培った高度な見識と幅広い知識を活かし、当社経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営を適切に監査いただくことができると期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
井村 順子			公認会計士として、上場企業等の監査業務に長年にわたって従事し、会計及び監査の専門家として豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、大学院客員教授として次世代の教育にも取り組んでいます。このような経験と知識を活かし、当社経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営を適切に監査いただくことができると期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏との間に取引及び人的関係等の利害関係はなく、独立性は確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)の他、中長期的な業績向上と、株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とする、株式報酬型ストックオプションにより構成されております。なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

賞与(業績連動報酬)は、支給総額の上限を定め、連結経常利益を業績連動報酬の指標とし、連結経常利益の計画達成率に応じたインセンティブを乗じて算出した支給単位に、取締役の役職に応じた係数を乗じ、各取締役の業績評価を加味して支給額を算定しております。業績連動報酬に係る指標に連結経常利益を選択した理由は、連結経常利益は経営活動全般の利益を表すものであるため、取締役の職務執行を評価する指標として適切であると判断したためです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役の中長期的な業績向上と、株主価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社取締役(社外取締役を除く。)を付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2020年9月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は次のとおりであります。

取締役(10名)399百万円

監査役(7名)39百万円

- (注) 1. 取締役の支給人員には、2019年10月22日に退任した1名の取締役、及び2019年12月19日に退任した1名の社外取締役が含まれております。
2. 取締役の支給額には、2019年10月22日に退任した1名の取締役の当事業年度に係る役員報酬及びストック・オプション報酬が含まれております。また、2019年12月19日に退任した1名の社外取締役を含む社外取締役3名に対する支給額14百万円が含まれております。
3. 監査役の支給人員には、2019年12月19日に退任した社外監査役3名が含まれております。
4. 監査役の支給額には、2019年12月19日に退任した3名の社外監査役を含む、社外監査役6名に対する支給額14百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)の他、中長期的な業績向上と、株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とする、株式報酬型ストックオプションにより構成されております。

社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、任意の報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役会にて決定しております。

基本報酬(固定報酬)は、役職に応じた基準に基づき、業績、財務状況、経済情勢及び市場水準等を考慮の上、支給額を算定しております。

賞与(業績連動報酬)は、支給総額の上限を定め、連結経常利益を業績連動報酬の指標とし、連結経常利益の計画達成率に応じたインセンティブを乗じて算出した支給単位に、取締役の役職に応じた係数を乗じ、各取締役の業績評価を加味して支給額を算定しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会事務局担当役員より、社外監査役に対しては原則として月1回開催される監査役会において常勤監査役より、戦略会議他、主要な会議の結果報告、取締役会付議議案の事前説明等の対応を行っております。

また、社外取締役は、取締役会への出席等を通じ、内部監査部門と連携している監査役から報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、各監査と連携した監督機能を果たしております。また、監査室、経営企画部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会において社外取締役に対し内部統制等の実施状況について報告しております。

社外監査役は、常勤監査役と連携して、内部監査及び内部統制を所管する部署との情報交換を通じて、監査の実効性を高めています。常勤監査役と内部監査部門である監査室は毎月1回のミーティングを実施し、内部監査計画の打合せ、内部監査実施状況の聴取、情報交換等を行っております。また、常勤監査役は監査室による代表取締役社長への内部監査報告時には毎回出席しております。これらの内容は、原則として月1回開催される監査役会において常勤監査役より社外監査役に報告されており、社外監査役からの指摘・意見等は、常勤監査役を通じて監査室に報告されております。更に、会計監査人との情報交換・意見交換の機会を定期的に設け、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制、監査方法及び監査結果等について報告を受けております。この他、監査室、経営企画部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において社外監査役に対して内部統制等の実施状況について報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行機関

当社の取締役会は、現在、社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、原則として定例取締役会を月1回開催し、緊急を要する場合は、臨時取締役会を適時開催する体制となっております。また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築しております。

なお、当社は、取締役候補者の選任及び報酬の決定に係る透明性・客觀性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成する任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会では、取締役候補者の指名にあたり、優れた人格、見識、高い経営能力など多角的な観点から、取締役候補者を選定し、その報告を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。また、監査役候補者の指名にあたっては、中立・公正な立場から専門知識や経営に関する経験等を活かした助言・提言等を行い、取締役の職務執行の状況を監査・監督する機能・役割を担うことができる者を指名委員会において選定し、その報告を踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて候補者を決定しております。

報酬委員会では、取締役の報酬に係る事項等を審議し、その審議内容を踏まえ、取締役会にて取締役の報酬額を決定しております。

(2) 監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、更に常勤監査役は戦略会議他、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告するなど、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図っております。

なお、常勤監査役片岡康二氏、社外監査役有田知徳氏、同山村一仁氏及び同井村順子氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役片岡康二氏は、長年にわたる金融機関での業務経験を有しております。また、当社中国子会社において総経理として経営全般に携わってまいりました。
- ・社外監査役有田知徳氏は、弁護士として、数多くの企業不祥事の第三者委員会、社内調査委員会の委員として不正経理・財務の処理の解明に当たったほか、長年にわたり、複数の上場企業の監査役等の経験を有しております。
- ・社外監査役山村一仁氏は、上場企業において、経理、財務部門での業務経験、並びに常勤監査役を務めた経験を有しております。
- ・社外監査役井村順子氏は、公認会計士として、上場企業等の監査業務に長年にわたり從事し、会計及び監査の専門家として豊富な経験と幅広い知識を有しております。

また、監査役、内部監査部門及び会計監査人は情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めています。

(3) 内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の監査室(人員7名)が社内各部署に対して、適正な業務が行われているかどうかの監査を監査計画に従って実施する他、金融商品取引法の内部統制報告制度に対応し、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長に報告する体制となっております。

また、監査室、経営企画部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において内部統制等の実施状況について報告しております。

(4) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては社内諸規程を整備するとともに関連部署を中心としてリスクの分析・管理、対応策の検討を行っておりますが、全社的な対応が必要なものにつきましてはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、環境安全委員会、安全衛生委員会等の関連部署の横断的な組織を設置し、定期的な活動を実施しております。

また、当社は「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証部を代表取締役社長直轄とし、品質保証体制の充実を特に心がけております。

(5) 会計監査の状況

当社の会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査は有限責任監査法人トーマツが行っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は峯敬、豊泉匡範であり、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他7名であります。

2020年9月期における当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬は、監査証明業務に基づく報酬62百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役は、取締役会において、専門知識や経営に関する経験等に基づき、中立・公正な立場から助言・提言等を行うことを通じて当社の経営を監督する機能・役割を擔っております。また、社外監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、中立・公正な立場から専門知識や経営に関する経験等を活かした助言・提言等を行い、取締役の職務執行の状況を監査・監督する機能・役割を擔っております。

当社は、上記の機能・役割を担う社外取締役及び社外監査役をそれぞれ選任し、独立した立場から業務執行の監督と監査を行うことにより経営のチェック機能の強化を図っており、この体制が経営監視面において十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文版招集通知を作成し、当社ホームページ(https://www.t-hasegawa.co.jp/en/)及び東京証券取引所のウェブサイトで開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期並びに本決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、決算の概要、経営戦略等につきまして説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに掲載しておりますIR資料は決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、ファクトブック(過去5期分の決算関連データ集)等であり、URLは https://www.t-hasegawa.co.jp/ であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画部、IR担当取締役は取締役兼専務執行役員 中村稔、IR事務連絡責任者は経営企画部長であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範にステークホルダーの立場の尊重につきまして定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	専門部署たるCSR部の他、関連部署による横断的な組織であるコンプライアンス委員会、環境安全委員会、安全衛生委員会等を設置し、定期的な活動を実施しております。また、2002年より環境報告書を年1回作成し、ホームページにて公開しております。
その他	(女性の活躍の方針・取組に関して) 当社では、女性の活用推進の一環として、女性の管理職への登用を積極的に行っております。また、OJT及び各種研修を通じて多くの女性社員の育成、定着を図っております。更に、仕事と育児の両立を目指す社員を支援する制度や環境の整備を行うなど、女性にとって働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。
- (2)違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に調査する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
- (3)全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。
- (4)財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。

3. 当社及び当子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループは、「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。
- (2)リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
- (3)全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
- (4)不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るために、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。

4. 当社及び当子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、中期3ヵ年経営計画(連結)を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
- (2)当社は、定期例取締役会を原則として月1回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
- (3)当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要な事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。

5. 当子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
- (2)当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、原則として月1回、子会社の取締役等(会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める取締役等をいう。以下同じ。)が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。なお、当該報告が行われる場合には、社外取締役が参加する。
- (3)関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合には、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。

6. 当子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
- (2)当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。
- (2)監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

10. 当子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1)当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
- (2)当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。
- (3)当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- (4)当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社は、相談者・通報者を保護し、一切不当な取扱いを行わないことをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。

(2)相談・通報を受けた窓口の担当者は、相談・通報の内容を関係者(前号に基づいて報告を受けるべき者を含む。)以外に伝達しない旨の守秘義務を負うとともに、相談者・通報者の希望があれば、所属部署、氏名、連絡先を会社に報告しないことを遵守する。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2)監査役会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2)監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。

(3)監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

14. 反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 当社の基本方針

当社は、全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定めてあります。

企業行動規範には、法令等の順守の他、第三者の権利の尊重、インサイダー取引の禁止、社内情報の取り扱い等に関する事項が定められ、当社の全役員及び全従業員に対し周知徹底し、本規範に基づき行動することを義務づけてあります。

また、当社グループ会社におきましても、当社の企業行動規範及びコンプライアンス規程を適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築しております。

適時開示につきましては、内部情報管理およびインサイダー取引規制に関する規程において、具体的な会社情報の管理・開示体制を定め、当社の全役員及び全従業員に対し周知徹底し、投資者の判断に影響を与える重要な会社情報につきましては、有価証券上場規程等に従い、適時適切な開示を行うよう努めています。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 会社情報の収集及び管理体制

当社は、取締役会規程に明記された事項及び法令または定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項は、取締役会に付議しなければならない旨定めてあります。当社の取締役会は取締役7名全員で構成され、原則として定例取締役会を月1回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催しております。

また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築しております。

なお、当社の情報開示担当役員は取締役会及び戦略会議のメンバーであるため、投資者の判断に影響をもたらす重要な案件についても初期の段階から情報を把握しており、情報管理部署に情報が迅速に伝達される仕組みとなっております。

また、社内各部署及び当社グループ会社において重要事実を把握した場合は、予め内部情報管理およびインサイダー取引規制に関する規程に定められた情報管理者である所管部署長が厳重管理し、担当執行役員あるいは統括情報管理者である経営企画部長により戦略会議に報告され、必要に応じて取締役会に付議されております。

その他、社内通報制度や関連部署の横断的な組織であるコンプライアンス委員会の設置により、情報の網羅的な収集に努めています。

(2) 会社情報の適時開示体制

適時開示が必要な会社情報につきましては、取締役会もしくは戦略会議で公表の具体的時期及び方法について決定し、代表取締役、情報開示担当役員または経営企画部長が適時開示を行うこととなっております。但し、緊急の場合は戦略会議を経由せず、代表取締役が公表の時期及び方法を決定し、迅速な情報開示を行います。

3. 監査・監督体制

適時開示のプロセスを含めた当社の経営意思決定及び業務遂行に係る監督・監査体制につきましては以下の通りです。

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。

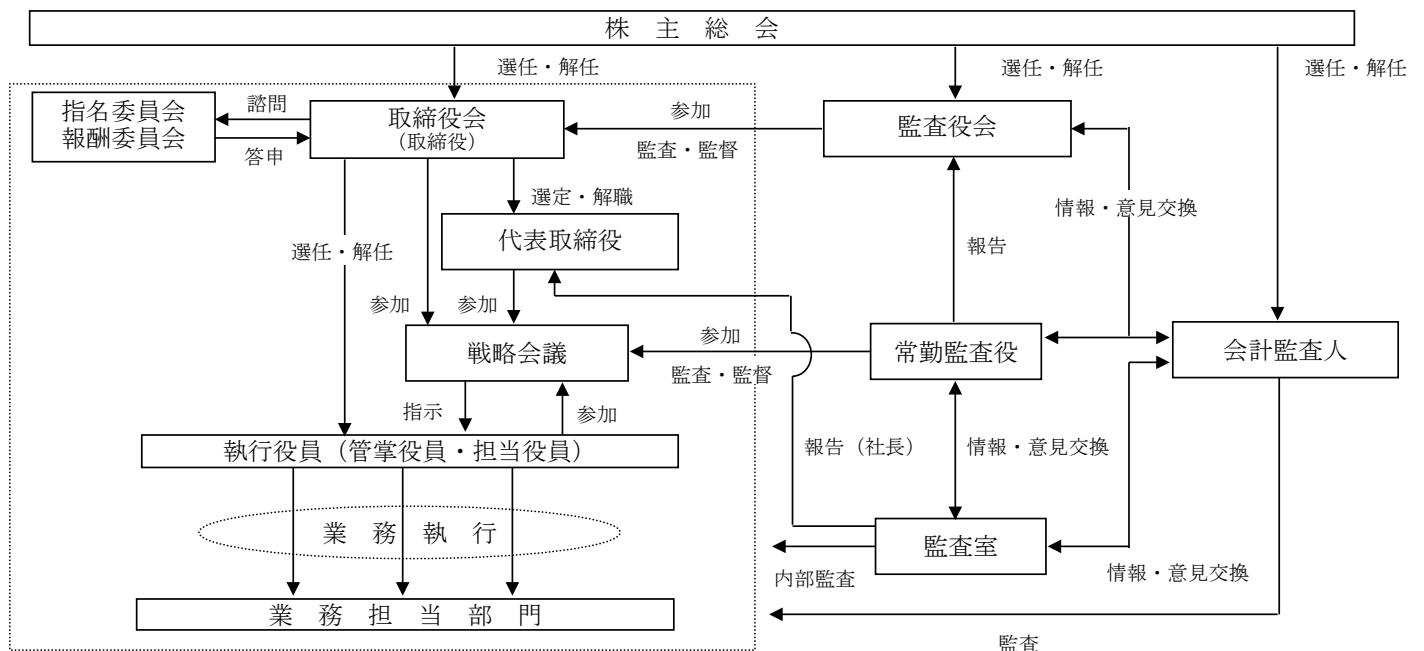
監査役は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、会計監査人との情報交換、意見交換の機会を定期的に設け、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制、監査方法及び監査結果等について報告を受けております。

更に常勤監査役は戦略会議他、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告するなど、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図っております。

内部統制の仕組みにつきましては、代表取締役社長直轄の監査室が社内各部署に対して、適正な業務が行われているかどうかの監査を監査計画に従って実施する他、金融商品取引法の内部統制報告制度に対応し、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長に報告する体制となっております。また、監査室、経営企画部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において内部統制等の実施状況について報告しております。

なお、監査役、監査室及び会計監査人は情報交換、意見交換を行うなどの連携を強化し、監査機能の向上に努めています。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

